

広島県告示第三百二十一号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和四年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から簡易オルソ画像を作成する。

二 作業期間

令和四年五月十七日から令和五年三月三十一日まで

三 作業地域

安芸太田町、北広島町